

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日の翌日)
(当日が休日の翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第二号の項標準事業費の欄中「三五、〇〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に改め、同表の第三号の項標準事業費の欄中「二〇〇、〇〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に、「育苗器」一台につき「育苗機一セット(田植機一台分)」につき四〇〇、〇〇〇円に改め、同表の第四号の項中

「動力刈取機一台につき 三二〇、〇〇〇円
結束型二条にあつては 四一〇、〇〇〇円
自脱型コンバインにあつては 九九八、〇〇〇円
穀類乾燥機一台につき 五四八、〇〇〇円
循環式にあつては 一四〇、〇〇〇円
たて型静置式にあつては 一四〇、〇〇〇円

表の第四号の項中

「動力刈取機一台につき 三二〇、〇〇〇円
結束型二条にあつては 四一〇、〇〇〇円
自脱型コンバインにあつては 九九八、〇〇〇円
穀類乾燥機一台につき 五四八、〇〇〇円
循環式にあつては 一四〇、〇〇〇円
たて型静置式にあつては 一四〇、〇〇〇円

三年以内を

「動力刈取機一台につき 三七四、〇〇〇円
結束型二条にあつては 三二〇、〇〇〇円

自脱型コンバインにあつては 一、三二八、〇〇〇円

五年以内 に改める。

穀類乾燥機(循環式)一台につき 五九二、〇〇〇円

別表第一の第五号の項を次のように改める。

五 葉たばこ高うね保温栽培技術導入資金 葉たばこの湿害を防止し、及びその初期生育を促進するためポリエチレン・フィルム等を用いた高うね栽培を行うのに必要な機械の購入に要する資金	一セット(耕地五〇アール分)につき 二五八、〇〇〇円	三年以内
--------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	------

別表第一の第八号の項標準事業費の欄中「二九、四〇〇円」を「三一、

「野菜又は花きを露地において栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合には、耕地一〇アールにつき

四〇〇円」に、

「野菜又は花きを露地において栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合には、耕地一〇アールにつき

一八、七〇〇円」

に、「行なう」を「行う」に、「一八、一〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「一八、二〇〇円」を「二五、六〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二五、二〇〇円」に改め、同表の第九号の項標準事業費の欄中「五七五、〇〇〇円」を「七六〇、〇〇〇円」に、「八一五、〇〇〇円」を「一、〇四〇、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一、四五五、〇〇〇円」に、「一一、五二〇、〇〇〇円」を「一、七五五、〇〇〇円」に改め、同表の第十号の項標準事業費の欄中「一、七〇〇、〇〇〇円」を「一、九五〇、〇〇〇円」に、「三八九、〇〇〇円」を「七七〇、〇〇〇円」に、「三八七、〇〇〇円」を「六三二、〇〇〇円」に、「三三六、〇〇〇円」を「四三七、〇〇〇円」に改め、同

表の第十一号の二の項技術導入資金の種類欄中「園芸作物総合技術導入資金」を「施設園芸総合技術導入資金」に改め、同項の標準事業費の欄中「一、四五〇、〇〇〇円」を「一、五八三、〇〇〇円」に、「一、一八三、〇〇〇円」を「二、二八〇、〇〇〇円」に改め、同表の第十二号の項標準事業費の欄中「二五、〇〇〇円」を「二八八、〇〇〇円」に改め、同表の第十四号の項を削り、同表の第十五号の項標準事業費の欄中「七三、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、「六八、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「一六三、〇〇〇円」に改め、同表中同号の項を第十四号の項とし、第十六号の項から第十九号の項までを削り、同表の第二十号の項標準事業費の欄中「四九四、五〇〇円」を「一、〇五一、〇〇〇円」に、「六六七、五〇〇円」を「一、五四〇、〇〇〇円」に改め、同表中同号の項を第十五号の項とし、同号の項の次に第十六号の項として次のように加える。

十六 いちご電照栽培技術導入資金 いちごの不時栽培を行う場合に、夜間電照(日長処理)することにより休眠の抑制又は覚せいをして早期収穫を図るために必要な施設の設置及び資材の購入に要する資金	施設面積一〇アールにつき 被覆施設にあつては、 六五〇、〇〇〇円 電照設備にあつては、 四一〇、〇〇〇円	五年以内
--------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	------

別表第二の第一号の項中

八五、〇〇〇円 三年以内
二五、〇〇〇円 二年以内
三五、〇〇〇円 二年以内

(一) し尿浄化装置	(一) し尿浄化装置又は改良便そう
(二) 改良便そう	(二) ごみ焼却設備
(三) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)	(三) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)

改める。
第二号様式(一)を次のように改める。

借り受けようとする事業費等内訳				
細目	事業量	単価	円	事業費
				円
				円
				円
				円

を

借り受けようとする事業の細目別内訳			
細目	事業量	事業費	貸付額
		千円	千円
		千円	千円
		千円	千円
		千円	千円

に

第2号様式 (1)

事 業 計 画 書

(技術導入資金(別に定めるものを除く。)
農業後継者育成資金の
技術共同習得資金)

1 総括表

申請者の氏名 又は名称	施行予 定時期	実 施 面 積	資材の 種 類	資材量	資 材 単 価	資材購 入費の 総 額	購入費 総額の 70 %	備 考
	月 旬				円	千円	千円	

- (注) 1 細目ごとに小計を記載すること。
2 共同借受けを行う場合は、申請者ごとに記載すること。

2 資金計画

申請者の氏名 又は名称	総事業費	資 金 調 達 方 法		
		農業改良資金	自己資金	そ の 他
	千円	千円	千円	千円

- (注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

3 個人別実施面積

番号	申請者の氏名又は名称	実施面積	摘 要
1			
2			
3			
4			
合計			

4 意見

	貸付けの要否	そ の 理 由
農業協同組合長の意見欄		
市 町 村 長 の 意 見 欄		
農業改良普及所長、蚕業指導所長又は日本専売公社支局長若しくは出張所長の意見欄		

「昭49」同様式の5.中「住居利用方式改善の場合には、」や「住居利用方式改善資金の貸付けを受けようとする場合は、改善箇所をその内容に含む居室改善計画書、炊事施設改善計画書、衛生施設改善計画書又は家事室等改善計画書及び」に改める。

第二号様式(三)中「(農家生活改善資金)」を「(農家生活改善資金(共同用))」に改め、同様式の1中

借受者	がな 代表 氏名	年月日
借受者	生年月日	年月日

を

申請者	代表者 氏名
-----	-----------

に改め、同

様式の2を次のように改める。

2. 事業計画

事業の種目	改善を必要とする理由	施工予定
		着工 年 月 日 竣工 年 月 日
工事内容		事業費(工事費を含む。) 千円
		合計 千円

- (注) 1 事業の種目は、鳥取県農業改良資金貸付規則別表に定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするものを記入すること。
2 工事内容は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

第二号様式(三)の3.中「総工事費」を「総事業費」に、「円」を「千円」に改める。
第二号様式(四)を次のように改める。

第2号様式 (4)

事業計画書

(農業後継者育成資金)
(部門経営開始資金)

1 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

[Blank box for planning overview and future prospects]

2 自家経営の概要

経営主の氏名		貸付申請者の氏名	年 月 日 生
経営主の住所		貸付申請者と経営主との続柄	

経営主の経営概況	経営規模及び生産額				所得	
	部門名	規模	生産量	生産額	農業所得	農外所得
				千円		千円
計					計	

(注) 部門名は、稲作、酪農等と記入し、基幹部門に○印を付すこと。

3 経営主と農業後継者の経営分担概要

部門名	経営主	農業後継者	その他の家族	計	備考
	アール (頭羽)	アール (頭羽)	アール (頭羽)	アール (頭羽)	

(注) 農業後継者のうち経営主以外の者がその合算を記入すること。

4 部門経営の事業計画

施行予定期間	実施規模	資材等の種類	数量	単価	金額	備考
				円	千円	

5 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	農業改良資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

6 意見

	貸付の要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

第二号様式(五)を削る。
第三号様式中「役員」の氏名を「代表者の氏名」に改める。
第五号様式中「所在地市町村長」を「市町村長」に改める。

第六号様式(表面)中「日」を「十日」に、「上記資金の貸付につき」を「上記資金の借受けにつき」に改め、「保証の限度額の範囲内において」を削る。

第6号様式の2

農業改良資金事業実施報告書

職 氏 名 殿

借受者住所
氏名又は名称、
及び代表者氏名

㊦

「さきに借り受けた農業改良資金については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 借受状況

資金の種類	資金種目	貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借受金額
		年 月 日	年度第 号	年 月 日	千円

2 事業実施状況

事業着工年月日		年 月 日		事業完了年月日		年 月 日		事業実施場所	
貸付対象	事業計画			事業実績			計画と実績の相違とその理由		
	数量	単価	金額	数量	単価	支払金額	証ひよう書類番号	点	
		円	円		円	円			

- (注) 1 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したときに記入すること。
 2 貸付対象の区分は、機械名、施設名、資材名、型式、規格等ごとに詳細に記入すること。
 3 事業計画は、申請時の事業計画（変更承認を得た場合は、変更承認後の事業計画）を記入すること。
 4 証ひよう書類の写しを添付すること。
 5 団体又は共同で借り受けた場合で個々の農業者別に事業を実施した場合は、個人ごとに確認印を押印した個人別明細表を添付すること。

3 資金調達実績

	総事業費	資金調達区分		
		農業改良資金	自己資金	その他
申請時の計画	円	円	円	円
実 績				

第六号様式（裏面）の第一条第六号を削り、同様式の第六条中「和円」を「円」に改める。
第六号様式の二を次のように改める。

第七号様式中「の農業改良資金の貸付については」を「で農業改良資金を借り受けましたが」と、「円」を「千円」と改める。
第八号様式中「円」を「千円」と改める。

第九号様式を次のように改める。

4 事業費等の確認

(この表は、取扱農協において記入する。)

貸付金の限度額 ⑦ 円	借入限度超過額 (借受額-⑦) ⑧ 円	⑧の処理経過

(注) 1 技術導入資金の貸付金の限度額は、鳥取県農業改良資金貸付規則別表に定める標準事業費の70パーセントの額であり、当該資金の借受けの場合は算式を併せて記入すること。

2 ⑧の処理経過は、〇月〇日〇〇千円繰上償還済等と記入すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

農業協同組合確認責任者

職 氏 名 ㊦

農業改良資金事業実施状況調査報告書

(この報告書は、農業改良普及所長、蚕業指導所長又は日本専売公社の支局長若しくは出張所長において記入する。)

1 指導の経過等

担当者氏名

指導等の年月日	指 導 事 項 等

2 評価と今後の指導留意事項

事業実施結果の評価	今後の指導、留意事項

事業に対する指導及び実施結果について上記のとおり報告します。

年 月 日

職 氏 名 ㊦

(注) 提出経路 借受者→農協→農業改良普及所(技術導入資金のうち養蚕関係のものは蚕業指導所、たばこ関係のものは日本専売公社の支局長又は出張所長)→県本庁

第9号様式

農業改良資金償還金支払猶予決定連絡書

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号)の
 農業改良資金については、別添のとおり償還金の猶予を決定した
 ので連絡します。

年 月 日
 職 氏 名 回

(注) 別添は、農業改良資金償還金支払猶予決定通知書の写しとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、この規則による改正後の鳥取県農業改良資金貸付規則別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百八十九号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、昭和四十九年七月十一日から施行する。

昭和四十九年七月十一日

鳥取県知事 辛 林 鴻 三

第一技術導入資金の表の第二号の項貸付けの対象となる資材等の欄中「改良自然上ぞく器」を「大型改良自然上ぞく器」に、「自動収穫機」を「自動収穫手羽取機」に改め、同表の第三号の項貸付けの対象となる資材等の欄中「育苗器」の下に「(育苗箱、緑化ハウス、硬化ハウス等)」を加え、同表の第四号の項貸付けの対象となる資材等の欄中「、たて型静置式」を削り、同表の第五号の項を次のように改める。

五 葉たばこ高うね保温栽培	本機(テラー)	農業者等	十一月	十二月
技術導入資金	附属作業機			

第一技術導入資金の表の第八号の項貸付けの対象となる資材等の欄中「(共同催芽施設を含む。)」の下に「及び整備管理施設」を加え、「(施肥をあわせ行うものを含む。)」及び定置配管施設を「(施肥を併せ行うものを含む。)、定置配管施設及び整備管理施設」に、「及び推肥盤」を「推肥盤及び整備管理施設」に、「及び運搬施設」を「運搬施設及び整備管理施設」に改め、同表の第十一号の二の項資金の種類欄中「園芸作物

総合技術導入資金」を「施設園芸総合技術導入資金」に改め、同表中第十四号の項を削り、第十五号の項を第十四号の項とし、第十六号の項から第十九号の項までを削り、第二十号の項を第十五号の項とし、同号の項の次に第十六号の項として次のように加える。

十六 いちご電照栽培技術 導入資金	被覆施設（面積がおおむね三〇〇平方メートル以上のものを除く。） 電照設備	農業者等	八月	九月
----------------------	-----------------------------------------	------	----	----

第二農家生活改善資金の表の第一号の項貸付けの対象となる資材等の欄中「し尿浄化装置」の下に「又は改良便そう」を加え、「改良便そう」を「ごみ焼却設備」に改め、同表の第三号の項を次のように改める。

三 生活共同 化施設資金	共同給水施設の設置に要する資金 共同排水施設の設置に要する資金 共同し尿浄化施設の設置に要する資金 集团的に存在する住宅に居住する者の 共同の生活施設であつて多目的な用途 に供されるものの設置に要する資金	右の欄に掲げる者が組織する団体	六月 六月 六月 六月 六月 六月 七月 七月	七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月 七月
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------	----------------------------------------------	----------------------------------------------

第三農業後継者育成資金の表の第二号の項貸付けの相手方の欄を次のように改める。

農業を主たる職業とし将来農業経営を実質的に承継すると認められる農村青年であつて、おおむね十八歳以上三十歳以下の者

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】